

府政共生第 5 0 0 号
平成 23 年 8 月 2 日

各 都道府県知事 殿
各 政令指定都市市長 殿

内閣府政策統括官（共生社会政策担当）
（公印省略）

障害者基本法の一部を改正する法律の公布・施行について

平素より政府の障害者施策の推進に御理解、御協力いただき、誠にありがとうございます。

障害者基本法の一部を改正する法律（平成 23 年法律第 90 号）（以下「改正法」という。）は、平成 23 年 8 月 5 日に公布され、一部を除き同日に施行されることとなります。

つきましては、本改正の経緯及び概要は下記のとおりですので、御了知いただきますとともに、福祉、雇用、教育、防災その他関係部局間の連携を密にし、適切な対応を図るようお願いします。

また、都道府県におかれましては、貴管内市町村、関係機関・団体及び住民に対して、政令指定都市におかれましては、関係機関・団体及び住民に対して、本改正の経緯及び内容を広く周知されるようお願いします。

記

第 1 改正の経緯

障害者の権利の保護等に関する「障害者の権利に関する条約（仮称）」が平成 18 年 12 月国連総会において採択され、平成 20 年 5 月に発効されているところであるが、我が国は、平成 19 年 9 月、同条約に署名したが、締結には至っていないところである。

政府においては、障害者の権利に関する条約（仮称）の締結に向けた国内法の整備を始めとする障害者に係る制度の集中的な改革を行うため、平成 21 年 12 月に内閣総理大臣を本部長としすべての国務大臣により構成される「障がい者制度改革推進本部」を設置し、同本部の下で、平成 22 年 1 月から障害当事者を中心とする「障がい者制度改革推進会議」（以下「推進会議」という。）を開催してきた。同年 6 月、推進会議は、「障害者制度改革の推進のための基本的な方向（第

一次意見)」を取りまとめ、これを受けて政府は「障害者制度改革の推進のための基本的な方向について」を閣議決定し、その中で障害者基本法について「平成 23 年常会への法案提出を目指す」とした。その後、推進会議は、平成 22 年 7 月から議論を行い、同年 12 月障害者基本法の改正に関する「障害者制度改革の推進のための第二次意見」を取りまとめ、これらを踏まえて、政府は「障害者基本法の一部を改正する法律案」を閣議決定し、国会へと提出した。

本法律案は、国会では、衆議院において政府案を一部修正の上、平成 23 年 6 月 16 日に可決され、また、同修正案について、参議院においては同年 7 月 29 日に可決され成立に至ったところである。

第 2 改正の概要

1 目的（法第 1 条関係）

この法律は、全ての国民が、障害の有無にかかわらず、等しく基本的人権を享有するかけがえのない個人として尊重されるものであるとの理念にのっとり、全ての国民が、障害の有無によつて分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会を実現するため、障害者の自立及び社会参加の支援等のための施策に関し、基本原則を定め、及び国、地方公共団体等の責務を明らかにするとともに、障害者の自立及び社会参加の支援等のための施策の基本となる事項を定めること等により、障害者の自立及び社会参加の支援等のための施策を総合的かつ計画的に推進することを目的としたこと。

2 定義（法第 2 条関係）

- (1) 障害者の定義を、身体障害、知的障害、精神障害（発達障害を含む。）その他の心身の機能の障害（以下「障害」と総称する。）がある者であつて、障害及び社会的障壁により継続的に日常生活又は社会生活に相当な制限を受ける状態にあるものとしたこと。
- (2) 社会的障壁の定義を、障害がある者にとって日常生活又は社会生活を営む上で障壁となるような社会における事物、制度、慣行、観念その他一切のものとしたこと。

3 地域社会における共生等（法第 3 条関係）

1 に規定する社会の実現は、全ての障害者が、障害者でない者と等しく、基本的人権を享有する個人としてその尊厳が重んぜられ、その尊厳にふさわしい生活を保障される権利を有することを前提としつつ、次に掲げる事項を旨として図られなければならないこととしたこと。

- (1) 全て障害者は、社会を構成する一員として社会、経済、文化その他あらゆる

る分野の活動に参加する機会が確保されることとしたこと。

- (2) 全て障害者は、可能な限り、どこで誰と生活するかについての選択の機会が確保され、地域社会において他の人々と共生することを妨げられないこととしたこと。
- (3) 全て障害者は、可能な限り、言語（手話を含む。）その他の意思疎通のための手段についての選択の機会が確保されるとともに、情報の取得又は利用のための手段についての選択の機会の拡大が図られることとしたこと。

4 差別の禁止（法第4条関係）

- (1) 何人も、障害者に対して、障害を理由として、差別することその他の権利利益を侵害する行為をしてはならないこととしたこと。
- (2) 社会的障壁の除去は、それを必要としている障害者が現に存し、かつ、その実施に伴う負担が過重でないときは、それを怠ることによつて（1）の規定に違反することとならないよう、その実施について必要かつ合理的な配慮がされなければならないこととしたこと。
- (3) 国は、（1）の規定に違反する行為の防止に関する啓発及び知識の普及を図るため、当該行為の防止を図るために必要となる情報の収集、整理及び提供を行うものとしたこと。

5 国際的協調（法第5条関係）

1に規定する社会の実現は、そのための施策が国際社会における取組と密接な関係を有していることに鑑み、国際的協調の下に図られなければならないこととしたこと。

6 国及び地方公共団体の責務（法第6条関係）

国及び地方公共団体は、1に規定する社会の実現を図るため、3から5までに定める基本原則にのっとり、障害者の自立及び社会参加の支援等のための施策を総合的かつ計画的に実施する責務を有することとしたこと。

7 国民の理解（法第7条関係）

国及び地方公共団体は、基本原則に関する国民の理解を深めるよう必要な施策を講じなければならないこととしたこと。

8 国民の責務（法第8条関係）

国民は、基本原則にのっとり、1に規定する社会の実現に寄与するよう努めなければならないこととしたこと。

9 障害者週間（法第9条関係）

- （１） 国民の間に広く基本原則に関する関心と理解を深めるとともに、障害者が社会、経済、文化その他あらゆる分野の活動に参加することを促進するため、障害者週間を設けることとしたこと。
- （２） 国及び地方公共団体は、障害者の自立及び社会参加の支援等に関する活動を行う民間の団体等と相互に緊密な連携協力を図りながら、障害者週間の趣旨にふさわしい事業を実施するよう努めなければならないこととしたこと。

10 施策の基本方針（法第10条関係）

- （１） 障害者の自立及び社会参加の支援等のための施策は、障害者の性別、年齢、障害の状態及び生活の実態に応じて、かつ、有機的連携の下に総合的に、策定され、及び実施されなければならないこととしたこと。
- （２） 国及び地方公共団体は、障害者の自立及び社会参加の支援等のための施策を講ずるに当たっては、障害者その他の関係者の意見を聴き、その意見を尊重するよう努めなければならないこととしたこと。

11 障害者基本計画等（法第11条関係）

- （１） 政府は、障害者の自立及び社会参加の支援等のための施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、障害者のための施策に関する基本的な計画（以下「障害者基本計画」という。）を策定しなければならないこととしたこと。
- （２） 内閣総理大臣は、関係行政機関の長に協議するとともに、障害者政策委員会の意見を聴いて、障害者基本計画の案を作成し、閣議の決定を求めなければならないこととしたこととしたこと。
- （３） 都道府県は、都道府県障害者計画を策定するに当たっては、30の（１）の合議制の機関の意見を聴かななければならないこととしたこと。
- （４） 市町村は、市町村障害者計画を策定するに当たっては、30の（３）の合議制の機関を設置している場合にあつてはその意見を、その他の場合にあつては障害者その他の関係者の意見を聴かななければならないこととしたこと。

12 医療、介護等（法第14条関係）

- （１） 国及び地方公共団体は、障害者が、その性別、年齢、障害の状態及び生活の実態に応じ、医療、介護、保健、生活支援その他自立のための適切な支援を受けられるよう必要な施策を講じなければならないこととしたこと。
- （２） 国及び地方公共団体は、医療若しくは介護の給付又はリハビリテーションの提供を行うに当たっては、障害者が、可能な限りその身近な場所において

これらを受けられるよう必要な施策を講ずるものとするほか、その人権を十分に尊重しなければならないこととしたこと。

- (3) 国及び地方公共団体は、福祉用具及び身体障害者補助犬の給付又は貸与その他障害者が日常生活及び社会生活を営むのに必要な施策を講じなければならないこととしたこと。

13 教育（法第 16 条関係）

- (1) 国及び地方公共団体は、障害者が、その年齢及び能力に応じ、かつ、その特性を踏まえた十分な教育を受けられるようにするため、可能な限り障害者である児童及び生徒が障害者でない児童及び生徒と共に教育を受けられるよう配慮しつつ、教育の内容及び方法の改善及び充実に努める等必要な施策を講じなければならないこととしたこと。
- (2) 国及び地方公共団体は、(1)の目的を達成するため、障害者である児童及び生徒並びにその保護者に対し十分な情報の提供を行うとともに、可能な限りその意向を尊重しなければならないこととしたこと。
- (3) 国及び地方公共団体は、障害者である児童及び生徒と障害者でない児童及び生徒との交流及び共同学習を積極的に進めることによつて、その相互理解を促進しなければならないこととしたこと。
- (4) 国及び地方公共団体は、障害者の教育に関し、調査及び研究並びに人材の確保及び資質の向上、適切な教材等の提供、学校施設の整備その他の環境の整備を促進しなければならないこととしたこと。

14 療育（法第 17 条関係）

- (1) 国及び地方公共団体は、障害者である子どもが可能な限りその身近な場所において療育その他これに関連する支援を受けられるよう必要な施策を講じなければならないこととしたこと。
- (2) 国及び地方公共団体は、療育に関し、研究、開発及び普及の促進、専門的知識又は技能を有する職員の育成その他の環境の整備を促進しなければならないこととしたこと。

15 職業相談等（法第 18 条関係）

- (1) 国及び地方公共団体は、障害者の職業選択の自由を尊重しつつ、障害者がその能力に応じて、適切な職業に従事することができるようにするため、障害者の多様な就業の機会を確保するよう努めるとともに、個々の障害者の特性に配慮した職業相談、職業指導、職業訓練及び職業紹介の実施その他必要な施策を講じなければならないこととしたこと。

- (2) 国及び地方公共団体は、障害者の多様な就業の機会の確保を図るため、(1)に規定する施策に関する調査及び研究を促進しなければならないこととしたこと。

16 雇用の促進等（法第 19 条関係）

- (1) 国及び地方公共団体は、国及び地方公共団体並びに事業者における障害者の雇用の促進するため、障害者の優先雇用その他の施策を講じなければならないこととしたこと。
- (2) 事業主は、障害者の雇用に関し、その有する能力を正当に評価し、適切な雇用の機会を確保するとともに、個々の障害者の特性に応じた適正な雇用管理を行うことによりその雇用の安定を図るよう努めなければならないこととしたこと。

17 住宅の確保（法第 20 条関係）

国及び地方公共団体は、障害者が地域社会において安定した生活を営むことができるようにするため、障害者のための住宅を確保し、及び障害者の日常生活に適するような住宅の整備を促進するよう必要な施策を講じなければならないこととしたこと。

18 公共的施設のバリアフリー化（法第 21 条関係）

国及び地方公共団体は、障害者の利用の便宜を図ることによつて障害者の自立及び社会参加を支援するため、自ら設置する官公庁施設、交通施設（車両、船舶、航空機等の移動施設を含む。）その他の公共的施設について、障害者が円滑に利用できるように施設の構造及び設備の整備等の計画的推進を図らなければならないこととしたこと。

19 情報の利用におけるバリアフリー化等（法第 22 条関係）

- (1) 国及び地方公共団体は、障害者が円滑に情報を取得し及び利用し、その意思を表示し、並びに他人との意思疎通を図ることができるようにするため、障害者が利用しやすい電子計算機及びその関連装置その他情報通信機器の普及、電気通信及び放送の役務の利用に関する障害者の利便の増進、障害者に対して情報を提供する施設の整備、障害者の意思疎通を仲介する者の養成及び派遣等が図られるよう必要な施策を講じなければならないこととしたこと。
- (2) 国及び地方公共団体は、災害その他非常の事態の場合に障害者に対しその安全を確保するため必要な情報が迅速かつ的確に伝えられるよう必要な施

策を講ずるものとするほか、行政の情報化及び公共分野における情報通信技術の活用の推進に当たっては、障害者の利用の便宜が図られるよう特に配慮しなければならないこととしたこと。

20 相談等（法第 23 条関係）

- （１） 国及び地方公共団体は、障害者の意思決定の支援に配慮しつつ、障害者及びその家族その他の関係者に対する相談業務、成年後見制度その他の障害者の権利利益の保護等のための施策又は制度が、適切に行われ又は広く利用されるようにしなければならないこととしたこと。
- （２） 国及び地方公共団体は、障害者及びその家族その他の関係者からの各種の相談に総合的に応ずることができるようにするため、関係機関相互の有機的連携の下に必要な相談体制の整備を図るとともに、障害者の家族に対し、障害者の家族が互いに支え合うための活動の支援その他の支援を適切に行うものとしたこと。

21 文化的諸条件の整備等（法第 25 条関係）

国及び地方公共団体は、障害者が円滑に文化芸術活動、スポーツ又はレクリエーションを行うことができるようにするため、施設、設備その他の諸条件の整備、文化芸術、スポーツ等に関する活動の助成その他必要な施策を講じなければならないこととしたこと。

22 防災及び防犯（法第 26 条関係）

国及び地方公共団体は、障害者が地域社会において安全にかつ安心して生活を営むことができるようにするため、障害者の性別、年齢、障害の状態及び生活の実態に応じて、防災及び防犯に関し必要な施策を講じなければならないこととしたこと。

23 消費者としての障害者の保護（法第 27 条関係）

- （１） 国及び地方公共団体は、障害者の消費者としての利益の擁護及び増進が図られるようにするため、適切な方法による情報の提供その他必要な施策を講じなければならないこととしたこと。
- （２） 事業者は、障害者の消費者としての利益の擁護及び増進が図られるようにするため、適切な方法による情報の提供等に努めなければならないこととしたこと。

24 選挙等における配慮（法第 28 条関係）

国及び地方公共団体は、法律又は条例の定めるところにより行われる選挙、国民審査又は投票において、障害者が円滑に投票できるようにするため、投票所の施設又は設備の整備その他必要な施策を講じなければならないこととしたこと。

25 司法手続における配慮等（法第 29 条関係）

国又は地方公共団体は、障害者が、刑事事件若しくは少年の保護事件に関する手続その他これに準ずる手続の対象となつた場合又は裁判所における民事事件、家事事件若しくは行政事件に関する手続の当事者その他の関係人となつた場合において、障害者がその権利を円滑に行使できるようにするため、個々の障害者の特性に応じた意思疎通の手段を確保するよう配慮するとともに、関係職員に対する研修その他必要な施策を講じなければならないこととしたこと。

26 国際協力（法第 30 条関係）

国は、障害者の自立及び社会参加の支援等のための施策を国際的協調の下に推進するため、外国政府、国際機関又は関係団体等との情報の交換その他必要な施策を講ずるように努めるものとしたこと。

27 障害の原因となる傷病の予防に関する基本的施策（法第 31 条関係）

- (1) 国及び地方公共団体は、障害の原因となる傷病及びその予防に関する調査及び研究を促進しなければならないこととしたこと。
- (2) 国及び地方公共団体は、障害の原因となる傷病の予防のため、必要な知識の普及、母子保健等の保健対策の強化、当該傷病の早期発見及び早期治療の推進その他必要な施策を講じなければならないこととしたこと。
- (3) 国及び地方公共団体は、障害の原因となる難病等の予防及び治療が困難であることに鑑み、障害の原因となる難病等の調査及び研究を推進するとともに、難病等に係る障害者に対する施策をきめ細かく推進するよう努めなければならないこととしたこと。

28 障害者政策委員会の設置（法第 32 条関係）

- (1) 内閣府に、障害者政策委員会（以下「政策委員会」という。）を置くこととしたこと。
- (2) 政策委員会は、次に掲げる事務をつかさどることとしたこと。
 - ① 障害者基本計画に関し、11 の（2）に規定する事項を処理することとしたこと。
 - ② ①に規定する事項に関し、調査審議し、必要があると認めるときは、内閣総理大臣又は関係各大臣に対し、意見を述べることとしたこと。

- ③ 障害者基本計画の実施状況を監視し、必要があると認めるときは、内閣総理大臣又は内閣総理大臣を通じて関係各大臣に勧告することとしたこと。
- (3) 内閣総理大臣又は関係各大臣は、③の規定による勧告に基づき講じた施策について政策委員会に報告しなければならないこととしたこと。

29 政策委員会の組織及び運営（法第 33 及び 34 条関係）

- (1) 政策委員会は、委員 30 人以内で組織することとしたこと。
- (2) 政策委員会の委員は、障害者、障害者の自立及び社会参加に関する事業に従事する者並びに学識経験のある者のうちから、内閣総理大臣が任命する。この場合において、委員の構成については、政策委員会が様々な障害者の意見を聴き障害者の実情を踏まえた調査審議を行うことができることとなるよう、配慮されなければならないこととしたこと。
- (3) 政策委員会の委員は、非常勤とすることとしたこと。
- (4) 政策委員会は、その所掌事務を遂行するため必要があると認めるときは、関係行政機関の長に対し、資料の提出、意見の表明、説明その他必要な協力を求めることができることとしたこと。
- (5) 政策委員会は、その所掌事務を遂行するため特に必要があると認めるときは、(4)に規定する者以外の者に対しても、必要な協力を依頼することができることとしたこと。

30 都道府県等における合議制の機関（法第 36 条関係）

- (1) 都道府県（地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 252 条の 19 第 1 項の指定都市（以下「指定都市」という。）を含む。以下同じ。）に、次に掲げる事務を処理するため、審議会その他の合議制の機関を置くこととしたこと。
 - ① 都道府県障害者計画に関し、11 の（3）に規定する事項を処理することとしたこと。
 - ② 当該都道府県における障害者に関する施策の総合的かつ計画的な推進について必要な事項を調査審議し、及びその施策の実施状況を監視することとしたこと。
 - ③ 当該都道府県における障害者に関する施策の推進について必要な関係行政機関相互の連絡調整を要する事項を調査審議することとしたこと。
- (2) (1)の合議制の機関の委員の構成については、当該機関が様々な障害者の意見を聴き障害者の実情を踏まえた調査審議を行うことができることとなるよう、配慮されなければならないこととしたこと。
- (3) 市町村（指定都市を除く。以下同じ。）は、条例で定めるところにより、次に掲げる事務を処理するため、審議会その他の合議制の機関を置くことが

きることとしたこと。

- ① 市町村障害者計画に関し、11の(4)に規定する事項を処理することとしたこと。
- ② 当該市町村における障害者に関する施策の総合的かつ計画的な推進について必要な事項を調査審議し、及びその施策の実施状況を監視することとしたこと。
- ③ 当該市町村における障害者に関する施策の推進について必要な関係行政機関相互の連絡調整を要する事項を調査審議することとしたこと。

第3 施行期日等

1 施行期日

改正法は、公布の日（平成23年8月5日）から施行することとした。ただし、「障害者政策委員会」と「審議会その他の合議制の機関」に係る規定の部分は、公布の日から起算して1年を超えない範囲内において政令で定める日から施行すること。

2 検討

- (1) 国は、この法律の施行後3年を経過した場合において、この法律による改正後の障害者基本法の施行の状況について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。
- (2) 国は、障害者が地域社会において必要な支援を受けながら自立した生活を営むことができるようにするため、障害に応じた施策の実施状況を踏まえ、地域における保健、医療及び福祉の相互の有機的連携の確保その他の障害者に対する支援体制の在り方について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

第4 附帯決議

改正法の成立に際しては、衆議院と参議院においてそれぞれ附帯決議が付されているので留意願います。（別添参照）

障害者基本法の一部を改正する法律案に対する附帯決議

政府は、本法の施行に当たっては、次の諸点について適切な措置を講ずべきである。

一 国及び地方公共団体は、視覚障害者、聴覚障害者その他の意思疎通に困難がある障害者に対して、その者にとって最も適当な言語（手話を含む。）その他の意思疎通のための手段の習得を図るために必要な施策を講ずること。

二 国及び地方公共団体は、子どもの発達に対して、障害の有無にかかわらず、将来の自立に向けて個の特性に応じた一貫した支援がなされるべきものであるとの観点から、障害に気付いてから就労に至るまでの一貫した支援を可能とする体制整備を行うこと。

三 国及び地方公共団体は、発達障害児について、将来の自立と社会参加のため、特性や能力に応じた中等・高等教育を受けられるよう、必要な環境の整備を図ること。

四 国及び地方公共団体は、障害原因の軽減や根本治療についての再生医療に関する研究開発を推進するとともに、障害者が再生医療を受ける機会を確保するために必要な措置を講ずること。

五 国は、地方公共団体が実施する障害者の自立及び社会参加の支援等のための施策並

びに民間の団体が障害者の自立及び社会参加の支援等に関して行う活動を支援するため、情報の提供その他の必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

六 国は、この法律による改正後の障害者基本法の施行の状況等を勘案し、救済の仕組みを含む障害を理由とする差別の禁止に関する制度、障害者に係る情報コミュニケーションに関する制度及び難病対策に関する制度について検討を加え、その結果に基づいて、法制の整備その他の必要な措置を講ずること。

七 国は、東日本大震災による障害者に係る被害の実態等を踏まえ、災害その他非常の事態の場合において障害者の生命又は身体の安全の確保が図られるよう、障害者に対する支援体制の在り方について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずること。

〔平成二十三年七月二十八日
参議院内閣委員会〕

障害者基本法の一部を改正する法律案に対する附帯決議

政府は、本法の施行に当たっては、次の諸点について適切な措置を講ずべきである。

一、国及び地方公共団体は、視覚障害者、聴覚障害者その他の意思疎通に困難がある障害者に対して、その者にとって最も適当な言語（手話を含む。）その他の意思疎通のための手段の習得を図るために必要な施策を講ずること。

二、国及び地方公共団体は、子どもの発達に対して、障害の有無にかかわらず、将来の自立に向けて個の特性に応じた一貫した支援がなされるべきものであるとの観点から、障害に気付いてから就労に至るまでの一貫した支援を可能とする体制整備を行うこと。

三、国及び地方公共団体は、発達障害児について、将来の自立と社会参加のため、特性や能力に応じた中等・高等教育を受けられるよう、必要な環境の整備を図ること。

四、国及び地方公共団体は、障害原因の軽減や根本治療についての再生医療に関する研究開発を推進するとともに、障害者が再生医療を受ける機会を確保するために必要な措置を講ずること。

五、国は、地方公共団体が実施する障害者の自立及び社会参加の支援等のための施策並びに民間の団体が障害者の自立及び社会参加の支援等に関して行う活動を支援するため、情報の提供その他の必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

六、国は、この法律による改正後の障害者基本法の施行の状況等を勘案し、救済の仕組みを含む障害を理由とする差別の禁止に関する制度、障害者に係る情報コミュニケーションに関する制度及び難病対策に関する制度について検討を加え、その結果に基づいて、法制の整備その他の必要な措置を講ずること。

七、国は、東日本大震災による障害者に係る被害の実態等を踏まえ、災害その他非常の事態の場合において障害者の生命又は身体の安全の確保が図られるよう、障害者に対する支援体制の在り方について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずること。

八、障害者政策委員会の委員の人選に当たっては、障害者政策を幅広い国民の理解を得ながら進めていくという観点から、広く国民各層の声を障害者政策に反映できるよう、公平・中立を旨とすること。

右決議する。

障害者基本法の一部を改正する法律【概要】

平成23年7月29日成立
平成23年8月5日公布

総則関係（公布日施行）

1) 目的規定の見直し(第1条関係)

・ 全ての国民が、障害の有無にかかわらず、等しく基本的人権を享有するかけがえない個人として尊重されるものであるとの理念にのっとり、全ての国民が、障害の有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会を実現する。等

2) 障害者の定義の見直し(第2条関係)

・ 身体障害、知的障害、精神障害(発達障害を含む。)その他の心身の機能の障害がある者であつて、障害及び社会的障壁(障害がある者にとって障壁となるような事物・制度・慣行・観念その他一切のもの)により継続的に日常生活、社会生活に相当な制限を受ける状態にあるもの。等

3) 地域社会における共生等(第3条関係)

1)に規定する社会の実現は、全ての障害者が、障害者でない者と等しく、基本的人権を享有する個人としてその尊厳が重んぜられ、その尊厳にふさわしい生活を保障される権利を有することを前提としつつ、次に掲げる事項を旨として図る。

- ・ 全て障害者は、あらゆる分野の活動に参加する機会が確保されること。
- ・ 全て障害者は、どこで誰と生活するかについての選択の機会が確保され、地域社会において他の人々と共生することを妨げられないこと。
- ・ 全て障害者は、言語(手話を含む。)その他の意思疎通のための手段についての選択の機会が確保されるとともに、情報の取得又は利用のための手段についての選択の機会の拡大が図られること。等

4) 差別の禁止(第4条関係)

- ・ 障害者に対して、障害を理由として、差別することその他の権利利益を侵害する行為をしてはならない。
- ・ 社会的障壁の除去は、それを必要としている障害者が現に存し、かつ、その実施に伴う負担が過重でないときは、その実施について必要かつ合理的な配慮がされなければならない。
- ・ 国は、差別の防止を図るため必要となる情報の収集、整理及び提供を行う。等

5) 国際的協調(第5条関係)

・ 1)に規定する社会の実現は、国際的協調の下に図られなければならない。等

6) 国民の理解(第7条関係)/国民の責務(第8条関係)

- ・ 国及び地方公共団体は、3)から5)までに定める基本原則に関する国民の理解を深めるよう必要な施策を実施。
- ・ 国民は、基本原則にのっとり、1)に規定する社会の実現に寄与するよう努める。等

7) 施策の基本方針(第10条関係)

- ・ 障害者の性別、年齢、障害の状態、生活の実態に応じて施策を実施。
- ・ 障害者その他の関係者の意見を聴き、その意見を尊重するよう努める。等

基本的施策関係（公布日施行）

1) 医療、介護等(第14条関係)

- ・ 障害者の性別、年齢、障害の状態、生活の実態に応じ、医療、介護、保健、生活支援等の適切な支援を受けられるよう必要な施策
- ・ 身近な場所において医療、介護の給付等を受けられるよう必要な施策を講ずるほか、人権を十分尊重

2) 教育(第16条関係)

- ・ 年齢、能力に応じ、その特性を踏まえた十分な教育が受けられるよう、障害者でない児童及び生徒と共に教育を受けられるよう配慮しつつ、教育の内容及び方法の改善及び充実を図る等必要な施策
- ・ 障害者である児童及び生徒並びにその保護者に対し十分な情報の提供を行うとともに、可能な限りその意向を尊重
- ・ 調査及び研究、人材の確保及び資質の向上、適切な教材等の提供、学校施設その他の環境の整備の促進

3) 療育【新設】(第17条関係)

- ・ 身近な場所において療育その他これに関連する支援を受けられるよう必要な施策。
- ・ 研究、開発及び普及の促進、専門的知識又は技能を有する職員の育成その他の環境の整備の促進

4) 職業相談等(第18条関係)

- ・ 多様な就業の機会を確保するよう努めるとともに、個々の障害者の特性に配慮した職業相談、職業訓練等の施策

5) 雇用の促進等(第19条関係)

- ・ 国、地方公共団体、事業者における雇用を促進するため、障害者の優先雇用その他の施策
- ・ 事業主は、適切な雇用の機会を確保するとともに、個々の障害者の特性に応じた適正な雇用管理

6) 住宅の確保(第20条関係)

- ・ 地域社会において安定した生活を営むことができるようにするため、住宅の確保、住宅の整備を促進するよう必要な施策

7) 公共的施設のバリアフリー化(第21条関係)

- ・ 交通施設(車両、船舶、航空機等の移動施設を含む。)その他の公共的施設について、円滑に利用できるような施設の構造及び設備の整備等の計画的推進

8) 情報の利用におけるバリアフリー化等(第22条関係)

- ・ 円滑に情報を取得・利用し、意思を表示し、他人との意思疎通を図ることができるよう、障害者の意思疎通を仲介する者の養成及び派遣等の必要な施策
- ・ 災害等の場合に安全を確保するため必要な情報が迅速かつ確に伝えられるよう必要な施策 等

9) 相談等(第23条関係)

- ・ 意思決定の支援に配慮しつつ、障害者の家族その他の関係者に対する相談業務等
- ・ 障害者及びその家族その他の関係者からの各種の相談に総合的に応ずることができるよう、必要な相談体制の整備を図るとともに、障害者の家族が互いに支え合うための活動の支援その他の支援 等

10) 文化的諸条件の整備等(第25条関係)

- ・ 円滑に文化芸術活動、スポーツ又はレクリエーションを行うことができるよう必要な施策 等

11) 防災及び防犯【新設】(第26条関係)

- ・ 地域社会において安全にかつ安心して生活を営むことができるよう、障害者の性別、年齢、障害の状態、生活の実態に応じて、防災及び防犯に関し必要な施策 等

12) 消費者としての障害者の保護【新設】(第27条関係)

- ・ 障害者の消費者としての利益の擁護及び増進が図られるよう、適切な方法による情報の提供その他必要な施策 等

13) 選挙等における配慮【新設】(第28条関係)

- ・ 選挙等において、円滑に投票できるようにするため、投票所の施設、設備の整備等必要な施策 等

14) 司法手続における配慮等【新設】(第29条関係)

- ・ 刑事事件等の手続の対象となった場合、民事事件等に関する手続の当事者等となった場合、権利を円滑に行使できるよう、個々の障害者の特性に応じた意思疎通の手段を確保するよう配慮するとともに、関係職員に対する研修等必要な施策 等

15) 国際協力【新設】(第30条関係)

- ・ 外国政府、国際機関又は関係団体等との情報の交換その他必要な施策 等

障害者政策委員会等（公布から1年以内に政令で定める日から施行）

四) 障害者政策委員会(第32～35条関係)

- ・ 中央障害者施策推進協議会を改組し、「障害者政策委員会」を内閣府に設置(障害者、障害者の自立及び社会参加に関する事業に従事する者、学識経験者のうちから総理が任命)
- ・ 障害者基本計画の策定に関する調査審議・意見具申、同計画の実施状況の監視・報告 等

地方) 審議会その他の合議制の機関(第36条関係)

- ・ 地方障害者施策推進協議会を改組し、その所掌事務に障害者に関する施策の実施状況の監視を追加等

附則

検討(附則第2条関係)

- ・ 施行後3年を経過した場合、施行の状況について検討を加え、その結果に基づき必要な措置
- ・ 障害に応じた施策の実施状況を踏まえ、地域における保健、医療及び福祉の連携の確保その他の障害者に対する支援体制の在り方について検討を加え、その結果に基づき必要な措置 等

☆障害者総合福祉法骨格提言（案）（続報）…提言案のポイント

JPA事務局ニュース（No20）より

＜総合福祉法の骨格＞

○総合福祉法の理念に盛り込むべき基本的視点として、

- 1）保護の対象から権利の主体への転換、
- 2）医学モデルから社会モデルへの障害概念の転換の2点を確認する規定を提言。

（説明では、「社会モデルは、障害概念の転換を示すものであり、治療やリハビリテーションそのものを否定するものではない」と記述。）

また、地域で自立した生活を営む基本的権利として、

- 1）障害ゆえに命の危険にさらされない権利を有しそのための支援を受ける権利が保障される、
 - 2）障害者は必要とする支援を受けながら、意思（自己）決定を行う権利が保障される、
- 等々が記載されています。

○法の対象規定としては、先に改正された障害者基本法における障害者の定義を規定したうえで「心身の機能の障害には、慢性疾患に伴う機能障害を含むものとする」と注意的に明記されました。

この規定により、新たに施行される障害者総合福祉法の対象となる「障害者」には慢性疾患に伴う機能障害があつて「継続的に日常生活、社会生活に相当な制限を受ける状態にあるもの」が含まれることになります。

（障害者基本法改正時の国会答弁では、「継続的に」のなかには、断続的、あるいは周期的なものも含むと明言されています。）

○選択と決定のしくみについては、「支援を必要とする障害者本人（及び家族）の意向やその人が望む暮らし方を最大限尊重することを基本」として、支給決定は次のプロセスで行い、導入前に施行事業を実施する。

- 1）本人が求める支援に関するサービス利用計画を策定し、市町村に申請する。
- 2）市町村は支援を求める者に「障害」があることを確認する。
- 3）サービス利用計画についてのニーズアセスメントを行う。
- 4）本人との調整が必要な場合は協議あるいは合議機関で検討して支給決定を行う。
- 5）不服がある場合の不服申立てができるものとする。

○「障害」の確認については、身体障害者手帳のみならず、医師の診断書もしくは意見書、その他障害特性に関して専門的な知識を有する専門職の意見書を含むと提言されました。「難病」については、その概念には、医学的な疾患とともに、生活上の困難や制限も含んで規定されていることから、「精神疾患又は難治性疾患については、生活上の制限を生み出すことから、その診断書等の文書をもって上記の機能障害の証明書に代えることができる。」との説明が加えられました。

○支援（サービス）体系では、全国共通の仕組みで提供される支援として

1）就労支援、2）日中活動等支援、3）居住支援、4）施設入所支援、5）個別生活支援（パーソナルアシスタンス制度の創設）、6）コミュニケーション支援及びガイドコミュニケーション支援、7）補装具・日常生活用具、8）相談支援、9）権利擁護の9項目。

障害者自立支援法では「地域生活支援事業」含まれていた移動支援事業を行動援護、同行援護とあわせて「移動介護」として個別給付とし、障害の種別を問わず、また障害児の通学や通園のために利用できるようにするとされました。

地域の実情に応じて提供される支援として、福祉ホーム、居住サポート、その他独自の支援という体系建てをしています。

そして支援体系を機能させるために必要な事項として、

- 1）医療的ケアの拡充について、
- 2）日中活動の場等における定員の緩和等について、
- 3）日中活動の場への通所保障について、
- 4）グループホームでの生活を支える仕組みについて、
- 5）グループホーム等、暮らしの場の設置促進について、
- 6）一般住宅やグループホームへの家賃補助について、
- 7）他分野との役割分担・財源調整などが記述されました。

○利用者負担の項では、「他の者との平等の観点から、障害に伴う必要な支援は、原則無償とすべき」と明記されました。この「障害に伴う必要な支援」には、

- 1）相談や制度利用のための支援、
- 2）コミュニケーションのための支援、
- 3）日常生活を送るための支援や補装具の支給、
- 4）社会生活・活動を送るための支援（アクセス・移動支援を含む）、
- 5）就労支援、
- 6）医療・リハビリテーションの支援（障害に伴う医療費の自己負担を公費負担にすること）

の6点を挙げています。

説明では、「障害認定や年金申請のための診断書作成や障害の軽減・改善のために必要な専門医療・リハビリテーションは原則無料とすべき」と記述されています。

○相談支援では、人口規模による総合的な相談支援センターの配置を提言し、障害種別を問わない総合相談支援センターの設置、難病相談・支援センターを含む障害種別センターは、特定専門相談支援センターに整備していくとされています。

<総合福祉法の制定および実施までに行うべき課題>

○低所得者の利用者負担は原則無償とする。

○実施以前にも、自立支援医療における低所得者の全額公費負担（無料化）を実現する。

○障害福祉サービス、補装具、自立支援医療、地域生活支援事業、介護保険の利用者負担を合算し、課題な負担とならないようにする。

○所得区分の認定では利用者本人を基本とし配偶者を含めない。

<財政のあり方>

○積算の根拠となるデータの把握

公的支援を必要とするすべての障害者の実数、生活実態、市区町村ごとの社会資源の実態を把握し、予算措置に必要な基礎データを把握すべき。

○財政についての基本的視点として、障害関連の財政規模についてはOECD加盟国の平均値並みの水準を確保する。（現在の予算総額の約2倍、2兆2051億円）

○財政における地域間格差の是正を図り調整の仕組みを設ける。

<関連する他の法律や分野との関係>

1. 医療

○「地域における障害者の生活を支える医療」の実現に向けた理念と制度基盤の構築

○障害者の医療費公費負担制度の見直し

「障害者の医療費公費負担制度の見直しに際しては、現行の自立支援医療制度のみならず、特定疾患治療研究事業、小児慢性特定疾患治療研究事業、高額療養費制度、都道府県の重度心身障害児者医療費助成制度等を総合的に検討の対象とする必要がある」（全文記載）

説明では、遠くの医療機関での手術や、希少難病者の専門医療機関までの交通費や滞在費負担に対し、次の記載が入りました。「難病等の慢性疾患患者の多くは長期にわたる医療費に加えて、遠方の専門医療機関への通院交通費等の経済的負担が重く、緊急な対応が必要である。」

○医療的ケアの担い手の確保

○重度身体障害児者、重度心身障害児者の医療と地域生活

○難病等のある障害者の医療と地域生活

「難病その他の希少疾患等のある障害者にとっては、身近なところで専門性のある医療を受けることができる体制及び医療を受けながら働き続けることのできる就労環境が求められ、このための法令の整備が必要である。」

「難病等について検討する会を設置するものである」

説明では、この検討会においての検討内容として次の記述がされました。

「新たに設置する難病等について検討する会においては、上記項目をはじめ、特定疾患治療研究事業の対象疾患や難治性疾患の研究のあり方、小児慢性特定疾患のキャリアオーバーの検討、「長期高額医療の高額療養費の見直し」などの議論をふまえつつ検討を行う」

○精神障害者の医療と地域生活

○発達障害者の医療と地域生活

その他、精神障害者と医療の諸課題が記述されています。

2. 障害児

児童福祉法に関係する権利擁護、早期支援、保育、放課後児童クラブ、療育、通所支援、入所支援、相談支援、ケアマネジメントと個別支援計画、要保護児童対策、家族支援ときょうだい支援など。

学校教育法に関しては、特別支援学校の寄宿舎について。

3. 労働と雇用

○雇用の質の確保

○雇用施策の対象とする障害者に就業上必要な支援を認定する仕組み

「障害者雇用率制度に基づく雇用義務の対象を、あらゆる種類の障害者に広げるとともに、それに伴って大幅な引き上げが求められる雇用率達成のための事業主への支援を拡充する」

「障害者が職場で安定的に就業するための合理的配慮の提供を含む就業上必要な支援を明らかにする総合的なアセスメントを整備する」

○障害者雇用率制度、納付金制度の見直し

「障害者雇用率制度の対象者の拡大に関連して、法廷雇用率および納付金制度は、調査に基づいて課題と限界を検証し、法改正などにむけて必要な見直しを行うべきである」

○職場における合理的配慮の確保

「事業主が障害者に合理的配慮を提供するのに必要な経済的・技術的支援を受けられるような仕組みとともに、合理的配慮が提供されない場合、苦情の申し立てと救済措置が受けられるような仕組みを整備する必要がある。」

○就労系事業に関する施行事業（パイロット・スタディ）の実施

○賃金補填と所得保障制度（障害基礎年金等）のあり方の検討

○障害者雇用・就労にかかる労働施策と福祉施策を一体的に展開するための体制整備

○検討課題をフォローし実現化をめざすための検討体制の整備

○障害者の生活実態等を明らかにする基礎資料の整備

<その他>

○「障害者手帳制度に関しては、今後その在り方が慎重に検討されるべきである」と提言されています。

最後に、「おわりに」では、「ある社会がその構成員のいくらかの人々を閉め出すような場合、それは弱くもろい社会である」との、国際障害者年行動計画（1979年）の一文を掲げて、制度改革は、「弱くもろい社会」から、一人ひとりの存在が心より大切にされ、誰もが排除されことなく社会的に包摂される、本当に豊かな社会づくりに寄与するものであるとして、本骨格提言がめざす共生社会は東日本大震災からの新生復興の不可欠の一部になると信じて述べ、障害者がその人らしく働いたり、社会活動をしながら暮らせる社会はすべての人が暮らしやすい社会でもあるとして、政府が本骨格提言を受けとめ、障害者総合福祉法が制定・実施されることを心より願うものです、と結んでいます。